

平成24年10月からの障害者虐待防止法の施行に伴い、この度広報委員会では各施設での取り組みを紹介する事と致しました。ご参考にして頂けると幸いです。

事例1 さがみ緑風園の人権擁護委員会の公開研修の報告

去る6月18日、当園において横浜弁護士会所属の千木良弁護士を講師に迎え、「人権に配慮した利用者支援について～日頃の支援を振り返る～」というテーマで公開研修を行いました。H24年10月1日に施行された障害者虐待防止法の概要と虐待のとらえ方が話の中心でした。

虐待には養護者の虐待、施設内虐待、使用者（雇用主）による虐待という3つの観点があることや、高齢者虐待防止法（H18年4月）が制定され行政の虐待への対応が明確になったこと、虐待をしている家族をサポートしてそれを防いでいくという面もあること、また、DV防止法や児童虐待防止法に比べて強制力が弱い部分があることなどを知りました。

虐待として認定される具体例としては、食べない人に無理やり食べ物を口に入れる行為、排泄や着替えの介助がしやすいという目的で下着のままに放置する行為、無視する行為、「本人は何も出来ないから」と決めつけて全介助をし、本人が精神的苦痛を感じている場合などです。虐待かどうか

の判断にあたって介助者や障害者本人の自覚は問いません。本人の意向を十分に聞かず家族などが支援を考える場合も虐待にあたります。虐待の種類や態様を知り、支援の際に自分の対応が虐待にあたらないか、またチームとして常にチェックしていくことが大切と思った研修でした。

さがみ緑風園 生活第二課 染谷 弘子



わたしたちアガペセンター職員は、利用者の皆さんに次のことを誓います。



1. わたしたちは、利用者の皆さんからご相談やお問い合わせなどがあつた場合に、それを無視したり、放置したりする行為の一切を行いません。
2. わたしたちは、常に利用者の皆さんの声に耳を傾け、おひとり、おひとりを尊重し、決してわたしたちの考えを一方向的に押しつけることなく、皆さんの意思、自己決定を大切に支援を行います。
3. わたしたちは、利用者の皆さんのプライバシーに無断で立ち入ることはありません。また、得られた個人情報をむやみに外部に漏らすことはありません。
4. わたしたちは、利用者の皆さんに対して特定の人の肩を持つたり、特別扱いしたり、平等性を欠いた支援は行いません。また、何でもこちらでやってしまうのではなく、皆さんの年齢や願いを考慮した支援を行います。
5. わたしたちは、利用者の皆さんのからだや、こころを傷つける暴力、暴言の一切を行いません。
6. わたしたちは、大声での威圧的な態度、あからさまに嫌な顔をすなどの感情をむき出しにした態度をとりません。また、呼び捨てや指導的な声かけなど、適切でない言葉は使いません。
7. わたしたちは、身体拘束に類する利用者の皆さんの活動や行動の制限、抑制を行いません。
8. わたしたちは、利用者の皆さんと個人的な連絡のやりとりをしたり、また金品を受け取ったり、貸し借りをしたりするような私的な関わりは一切をいたしません。
9. わたしたちは、利用者の皆さんに対してできないことを安請け合ったりせず、事実に基づいて適切な説明責任を果たし、必要な支援を提供いたします。
10. わたしたちは、困難な問題に直面したときも、個人の主観で判断せず、常にチームの中での話し合いを通じて得られた一致点をともに、誠意をもって対応いたします。

わたしたちは、これらの誓いに反する行為を行った際には、就業規程第8章、第43条の(9)に該当する行為と考え、相応の制裁を受けるべきものと心得ます。

2011年4月1日

事例2 アガペセンターの取り組み～新・倫理綱領の制定～

2009年、神奈川県内福祉施設での不祥事が数多く明るみに出ました。同年9月には県内全事業所・全職員に人権チェックリストによるサービス内容の見直しが課せられました。

これを受けアガペセンターでは同年10月の全体職員研修で権利侵害についての事例検討を行い、翌2010年の全体職員研修では、9月に識者による倫理についての講義と各自によるレポート作成を行い、11月には提出されたレポートをもとにグループディスカッションを行い、各グループで「利用者の皆さんに行ってはならない7つのこと」を絞り込みました。

その後、ディスカッションの結果をいくつかの項目に整理し、2011年4月に「新・倫理綱領～利用者の皆さんへの10の誓い」を制定しました。現在、全職員がカードサイズの「新・倫理綱領」（右図参照）をつねに携帯しています。また、2012年2月に障害者虐待防止法について講師を招いた職員研修を行い、5月開催の研修では『障害者虐待防止法』と『新・倫理綱領』と題して、同法について学ぶとともに倫理綱領の意義について再度の確認を行っています。

アガペセンター 就労支援課 町田 緑介

「新・倫理綱領カード」▶

被災地支援活動報告

神奈川県身体障害施設協会 副会長 伊藤 崇博（丹沢レジデンシャルホーム施設長）

日頃より、当協会へのご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

また、被災地支援活動につきましては、加盟各施設長をはじめ、派遣された職員の皆さまの暖かいご支援にお礼申し上げます。

昨年5月9日から開始された被災地への職員派遣については、岩手県社会福祉協議会からの要請により1クール（8日間）2名体制で、今年の3月末まで実施してきました。当初は、神奈川と東京の身体障害者療護施設協議会合同チームから始まった活動も、当協会や神奈川県重症心身障害児者協議会、関東甲信越地区身体障害者施設協議会などに支援の輪が拡がり、47クールまで派遣することができました。第1～17クールでは、活動拠点を盛岡市内に置き、岩手県社会福祉協議会の方々と支援物資整理や障害関連施設（入所3、通所11）への物資運搬を行ってきました。現地担当者から、「物を運ぶのが主目的ではなく、心のケアが重要」と言われ、派遣された職員も、この支援は物の充足だけではなく、施設運営の安心感につながると実感していました。特に現地からの要請が高かった女性職員の

派遣では、女性特有のニーズを確認するなどの活躍をいただきました。17クール後半からは、拠点を陸前高田市へ移し、全国脊髄損傷者連合会が主催するバリアフリー対応の入浴設備「ひかみの湯」の入浴支援へシフトしました。利用される人数は多くなかったようですが、一人ひとりの支援の大切さを学び、改めて介護の原点に戻ることができた等の感想をいただいています。このような貴重な体験をした職員の報告については、当協会のホームページに掲載しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

加盟施設の皆さまには職員派遣に限らず、活動車輛や支援物資の提供、被災地就労支援施設の製品購入等々、積極的なご支援をいただいたこと、そして、事務局にお力添えをいただいた神奈川県社会福祉協議会に改めて感謝申し上げます。



編集後記

- ◆ 厳しい残暑が続きましたが、皆さんの施設では体調を崩されているご利用者、職員はいなかったでしょうか？ 熱中症や冷房病。歳を重ねると自覚がないまま、身体に影響している事があります。ご利用者さんの身になって体調管理に注意したいですね。（佐藤）
- ◆ 今年度も事務局を担当させていただきます。こちらから寄稿依頼をする際に、初対面でありながらお願いごとになってしまうことがあるのですが、皆様、とても丁寧にご対応下さいますので、いつも大変感謝しております。その思いも載せて、紙面を通じてお伝え出来ればと思っております。（向井）
- ◆ 今年度初めて「みらい」に関わる事が出来て、うれしく思います。障害者虐待防止法に関して、悪意がなくても好意であっても虐待になりうる…。虐待していても、されていても気づかない可能性があります。一人を複数で支えることが虐待を防ぐことに繋がると改めて思いました。（染谷）
- ◆ いつもご協力ありがとうございます。今年度も引き続き紙面デザインを担当させていただきますので、よろしく願いいたします。（町田）